



District 2530 Rotary Club of KORIYAMA EAST

郡山東ロータリークラブ会報

会長：上田 真 幹事：山内崇史

2025-2026年間テーマ 親睦を深めよう！

クラブ創立記念日1970年4月5日

●例会日／毎週火曜日

●例会場／郡山ビューホテル TEL024-924-1111

●事務局／〒963-8844 郡山市字賀庄15-1 新沢ビル302

TEL024-973-7813 FAX024-973-7814

●Email:kerc@cyber.ocn.ne.jp ●<https://koriyama-east-rc.org/>よいことのために
手を取りあおう第19回例会
(通算 2548回)

賀寿祝い新年会

2026年1月13日(火) 郡山ビューホテルアネックス
開会点鐘 国歌 奉仕の理想 四つのテスト

会長あいさつ

上田 真 会長

あけましておめでとうございます。

本日、なごやかに新年会を開催できますことに感謝申し上げます。

年明けから世界情勢はめまぐるしく変わり、憂りよしておりますが、こうして顔を合わせ、地域のために力をあわせられる尊さを感じる年初めです。

2026年が皆様にとって何事も、ウマ～く行きますように、ご祈念申し上げます。



お祝い
ダイヤモンド婚
加藤昌幸さん

おめでとうございます。
これからも元気で
ご活躍下さい。



ゲスト 品竹悦子 vv様

「郡山の民話訪問公演」にご協力頂いている品竹様に、小泉八雲がこれを元に本を書いたという、中田町の「おしどり伝説」、そして福島県に伝わる「雪女伝説」を語って頂きました。

乾杯 小池正幸会長エレクト

年度折り返し、皆さんのご健勝を祈念して！



品竹悦子様には、今年もおいしい祝い酒を頂きました。



米山奨学生授与 米山奨学生 バンディ,ナビンさん

幹事報告 山内崇史幹事

- 1月のロータリーレート 1ドル = 156円
- 次年度米山奨学生カウンセラー募集のご案内
- RYLA研修会のご案内(3月14日・ホテル華の湯)
- 友好クラブ台湾花蓮RC創立65周年記念式典
参加募集のご案内(5月13日～16日)

訃報 昨年健康上の理由で退会されました葛西秀匡さんが、1月9日ご逝去されました(享年82歳)。長年クラブの発展に尽力されたことに深く感謝申し上げます。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

第7回役員理事会 令和8年1月13日(火)

【審議事項】●1月～3月プログラム(中央分區プログラム) ●役員理事委員会組織変更

- 宇津峰山あづま小屋パノラマ園の立替え事業 ●2026学年度米山記念奨学生世話クラブ希望申込書について ●RYLA研修会 ●花蓮65周年記念式典訪問 ●今後の新会員候補

中締め 加藤昌幸さん お祝いありがとうございます。

1月の誕生日

高田藤太郎さん(1.1)、相山 進さん(1.2)、村上一幸(1.7)、小池正幸さん(1.17)

ニコニコ BOX

上田 真 中村 秀勝 加藤 昌幸 佐藤 三雄 橋詰 勝雄 小池 正幸 根本 朝秋
相山 進 吉田 純男 川村 雄一郎 斎藤 孝子 柳田 佳子 塩田 義智 村上 一幸
布施木 和彦 小野 広司 濱津 秀也 門脇 孝嘉

財団 BOX

上田 真 中村 秀勝 小池 正幸 根本 朝秋 吉田 純男 川村 雄一郎 塩田 義智
米山記念奨学会

上田 真 中村 秀勝 橋詰 勝雄 小池 正幸 根本 朝秋 川村 雄一郎 塩田 義智

村上 一幸

出席報告 会員数25名 出席19名 欠席6名 出席率76.00% (敬称略)

●ゲスト 品竹悦子様

●他クラブ出席 地区ガバナーエレクト壮行会(12/6)…小池正幸

地区行事(10/25・11/22)…川村雄一郎

第20回例会
(通算 2549回)

職場訪問：裁判員裁判傍聴

1月20日(火) 9:30集合 (10:00~12:00)
福島地方裁判所郡山支部

会長あいさつ

上田 真会長

皆さま、本日はご多忙の中、福島地方裁判所郡山支部にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、司法の現場を実際に拝見し、法の役割や公正の重みを学ぶ貴重な機会となります。

私たち市民にとって裁判は、日常生活からはやや距離のあるものに感じられますが、社会の秩序と安心を支える重要な仕組みであり、その実際を知ることは大きな意義があります。

また、本日の審理には、当クラブ幹事である山内弁護士が弁護人として関わっておられます。

弁護活動は、適正な手続きと公正な判断を支える司法制度の根幹であり、その職務に携わる姿を拝見できることも、私たちにとって大きな学びとなることでしょう。

傍聴にあたりましては、裁判所の規律を守り、静粛の中で真摯に臨んでいただければと存じます。

本日の経験が、法の下の平等や社会の仕組みについて理解を深め、今後のロータリー活動にも良い示唆をもたらすことを願っております。

裁判員裁判傍聴

本日の職場訪問は、郡山市麓山の福島地方裁判所郡山支部で裁判員裁判の傍聴です。弁護士の山内崇史幹事の尽力で実現しました。

郡山東RCの例会では、2018年2月にも裁判員裁判の傍聴をしており、今回は2度目となります。誰でも傍聴できる裁判ですが、こうした機会は大変貴重であり、初めて傍聴する会員もいました。山内幹事には感謝申し上げます。

傍聴した裁判は、昨年の2月に起きた、社会的にも影響の大きい事件、傍聴希望者が多数の場合は抽選ということでしたが、会員は全員傍聴することができました。

この日は、TV、新聞等、多くの取材が入っており、夕方のニュースでも報道されていました。事件の注目の高さをうかがい知ることができました。

法廷には、3人の裁判官と6人の裁判員、そして山内弁護士の姿がありました。

厳粛な空気の中、人定質問(裁判官が被告人に氏名などを質問)、検察官の起訴状朗読、黙秘権の告知…と続きます。

一同、午前中の傍聴を終えました。事件の内容を改めて知ることで、事件の深刻さ、また、やりきれなさがこみあげてきます。このような事件が、二度と起きないことを切に望みます。

判決は翌週に言い渡されました。



私たちの生活と裁判所

私たちは、毎日、社会生活のルールに従って生活しています。ルールが守られないことによって生じる紛争を公平適正に解決する役割を果たしているのが裁判所です。

罪を犯した人について適切な手続きに従って有罪か無罪か、有罪の時にどのような刑罰を科すべきかを決定します。

裁判員制度

裁判員裁判は、国民の皆さんに地方裁判所の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度で、平成21年5月21日から始まりました。

選挙権を持つ方(18歳以上の方)は原則として誰でも裁判員に選ばれる可能性があります。

裁判の傍聴

裁判を傍聴するのに事前申し込みなどの特別な手続きは必要ありません。公開の法廷で行われる裁判は、原則として、だれでも傍聴することができますので、どの法廷でも自由にお入りいただいて結構です。ただし、傍聴希望者が大勢いる事件では傍聴券が必要な場合があります。

裁判の傍聴では、裁判の妨げになると困りますので、法廷ではお静かにお願いします。

なお、法廷内では、写真撮影や録音は許可がない限りできないことになっていますので、ご注意ください。

詳しくは裁判所のウェブサイトでご覧ください。各地の裁判所のウェブサイトには裁判員裁判の開廷情報も掲載しています。

(以上、裁判所パンフレットより抜粋)



出席報告 会員数25名 出席9名 欠席16名 出席率36%